

# 9月は高齢者向け悪質商法・振り込め詐欺

## 被害防止キャンペーン月間です

(産業課)

悪質商法や振り込め詐欺による高齢者の被害が依然として後を絶たないことから、9月を被害防止キャンペーン月間と定め、県と県警と町が連携して啓発活動を実施します。

一人暮らしや、昼間自宅留守番をしている高齢者を狙った被害が増えていますのでご注意ください。

### 【事例1】

最近、社債のパンフレットが届いた。すると、見知らぬ業者から「パンフレットは届いたか」と電話がかかってきた。「とてもいい社債で欲しいが、選ばれたあなたしか買えない。代わりに買ってくれたら3倍の値段で買い取る」と言われ、200万円で購入した。だが、その後、買い取ると約束をした業者と連絡が取れなくなってしまった。

### 事例1アドバイス

このような利殖商法を、劇場型勧誘といえます。社債のパンフレットを送ってきた業者と、買い取ると約束をした業者は「グル」になっています。一度払ってしまったお金を取り戻すことは大変難しいです。安易なもうけ話はありません。

### 【事例2】

「以前注文を受けた健康食品を、これから代金引換配達で発送します」と電話がかかってきた。頼んでいないと断ったが、もし届いたらどうすればよいか。

### 事例2アドバイス

注文していないので契約は成立していません。届いてしまったら「受け取り拒否」をしましょう。

電話がかかってきた時に、断りきれず承諾してしまった場合も「受け取り拒否」をします。その際に、届いた商品に記載されている業者名と住所を宅配業者から見せてもらい、書き留めましょう。念のため、その業者宛てにクーリング・オフ通知を出しておくとお心です。

### ◎クーリング・オフについて

訪問販売や電話勧誘で契約した場合、クーリング・オフの説明が書かれた書面を受け取った日から8日以内なら無条件に解約できます。

クーリング・オフのはがきの書き方は下記をご参照ください。

※契約をする前に、家の人や身近な人に相談しましょう。消費生活相談窓口や、消費者ホットライン(0570-1064-370)でも相談を受け付けています。

## クーリング・オフのはがきの書き方

<p>簡易書留</p> <p>事業者名住所 事業者名 代表者名 様</p> <p>(クレジット契約のある場合には、クレジット会社宛も作成)</p>	<p>通知書</p> <p>次の契約を解除します 契約年月日 〇年〇月〇日 商品名 〇〇〇〇 契約金額 〇〇〇〇〇円 販売会社名 株式会社〇〇 (担当者名) △△△ クレジット会社 ×××株式会社</p> <p>(通知を出した年月日) (自分の住所)</p>	<p>通知書</p> <p>次の契約を解除します 契約年月日 〇年〇月〇日 商品名 〇〇〇〇 契約金額 〇〇〇〇〇円 販売会社名 株式会社〇〇 (担当者名) △△△</p> <p>支払った代金〇〇円を返金し、 商品を引き取ってください (通知を出した年月日) (自分の住所)</p>
<p>はがき表面</p>	<p>はがき裏面 クレジット会社宛</p>	<p>はがき裏面 販売会社宛</p>

はがきなどの書面に、「契約を解除する」旨を明記し、販売店宛に通知します。  
商品代金の一部または全部を支払い済みの場合は、支払った金額を返金するよう記載し、すでに商品を受領している場合には、引き取りを求めます。  
記入したはがきの両面コピーをとって、保管しておきます。  
はがきは、郵便局の窓口に行き、「簡易書留」で証拠が残る方法で発送します。クレジット契約をした場合には、はがきをもう一枚用意し、クレジット会社にも同様の通知を出します。

## 防災行政無線を用いた全国一斉緊急情報伝達試験のお知らせ

(総務課)

9月11日(水)午前11時頃と午前11時30分頃の2回実施します。

町では、地震や武力攻撃などの災害時に、全国瞬時警報システム(※J-ALERT)から送られてくる国からの情報を、確実にみなさんにお伝えするため、町内で緊急情報伝達手段の試験として、次のとおり行政防災無線の試験放送を行います。

※J-ALERTとは、地震・津波や武力攻撃などの災害時に国から送られてくる緊急情報を人工衛星などを活用して瞬時に情報伝達するシステムです。

### ○防災行政無線の放送

次の放送内容が一斉に放送されます。「これは、試験放送です。」×3回

### ○注意

・五霞町以外の地域でも、全国的に様々な情報伝達手段で試験が実施されます。  
・試験当日、災害発生・気象状況により、中止する場合があります。

### ○お問い合わせ

総務課 行政・防災G  
☎(84)1111(内線211)

